○外務省告示第百六十五号

平成二十八年四月二十八日にキンシャサで、コンゴ民主共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がコンゴ民主共和国政府との間に行われた。

平成二十八年五月十九日

外務大臣　岸田　文雄

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億円

3　署名者

日　本　側　野口修二在コンゴ民主共和国臨時代理大使

コンゴ民主共和国側　レイモン・チバンダ・ントゥンガムロンゴ外務・国際協力大臣

○外務省告示第百六十六号

平成二十八年四月二十九日にアビジャンで、ササンドラ市商業地帯開発のための船着場整備及び中央市場建設計画（詳細設計）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がコートジボワール共和国政府との間に行われた。

外務大臣　岸田　文雄

1　協力の目的及び内容　ササンドラ市商業地帯開発のための船着場整備及び中央市場建設計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　五千八百万円

3　贈与の供与期限　平成三十年九月三十日まで

4　署名者

日　本　側　川村裕在コートジボワール大使

コートジボワール側　アブダッラー・アルベール・トワケス・マブリ外務大臣

○外務省告示第百六十七号

平成二十八年四月二十九日にカンパラで、ウガンダ北部グル市内道路改修計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がウガンダ共和国政府との間に行われた。

外務大臣　岸田　文雄

1　協力の目的及び内容　ウガンダ北部グル市内道路改修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二十一億三千六百万円

3　贈与の供与期限　平成三十三年八月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　藤田順三在ウガンダ大使

ウガンダ側　マティア・カサイジャ財務・計画・経済開発大臣

○外務省告示第百六十八号

平成二十八年五月九日にヌアクショットで、国立ヌアクショット公衆衛生学校拡張・機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモーリタニア・イスラム共和国政府との間に行われた。

平成二十八年五月十九日

外務大臣　岸田　文雄

1　協力の目的及び内容　国立ヌアクショット公衆衛生学校拡張・機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十一億八千二百万円

3　贈与の供与期限　平成三十二年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　清水久継在モーリタニア大使

モーリタニア側　エル・モクタール・ジャイ経済・財務大臣

○厚生労働省告示第二百二十五号

昭和六十三年労働省告示第百九号（労働者災害補償保険法施行規則第二十一条第一項の規定に基づく年金たる保険給付の受給権者がその日までに報告書を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日）において、年金たる保険給付（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。以下「法」という。）の規定による年金たる保険給付をいう。以下同じ。）の受給権者がその日までに報告書を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日のうち、平成二十八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域に平成二十八年四月十四日において住所を有する年金たる保険給付の受給権者であってその生年月日（法第十六条の遺族補償年金又は法第二十二条の四第二項の遺族年金の受給権者にあっては、当該年金たる保険給付を支給すべき事由に係る労働者の生年月日）の属する月が一月から六月までの月に該当するものが平成二十八年において報告書を提出すべき日は、その定めにかかわらず、同年八月三十一日とする。

平成二十八年五月十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

○厚生労働省告示第二百二十六号

厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則第十四条第一項の規定に基づき特別遺族年金の受給権者がその日までに報告書を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日（平成十八年厚生労働省告示第百五十九号）において、特別遺族年金（石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第五十九条第二項の特別遺族年金をいう。以下同じ。）の受給権者がその日までに報告書を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日のうち、平成二十八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域に平成二十八年四月十四日において住所を有する特別遺族年金の受給権者であって当該特別遺族年金を支給すべき事由に係る死亡労働者等の生年月日の属する月が一月から六月までの月に該当するものが平成二十八年において報告書を提出すべき日は、その定めにかかわらず、同年八月三十一日とする。

平成二十八年五月十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

○経済産業省告示第百五十一号

経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定に係る経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成十六年法律第百四十三号）第八条第一項に規定する指定発給機関を次のように指定したので、同法第二十四条第一項の規定に基づき公示する。

平成二十八年五月十九日

経済産業大臣　林　幹雄

一　指定発給機関の名称

日本商工会議所

二　指定発給機関の住所

東京都千代田区丸の内二丁目五番一号

三　発給事務を行う事務所の所在地

札幌事務所	北海道札幌市中央区北一条西二丁目二番地の一
仙台事務所	宮城県仙台市青葉区本町二丁目十六番十二号
黒部事務所	富山県黒部市植木二十三番地の一
金沢事務所	石川県金沢市尾山町九番十三号
千葉事務所	千葉県千葉市中央区中央二丁目五番一号

○農林水産省告示第千二百二十九号

肉用子牛生産安定等特別措置法施行令（昭和六十三年政令第三百四十七号）附則第四項の規定に基づき、農林水産大臣が定める地域及び月齢を次のように定める。

平成二十八年五月十九日

農林水産大臣　森山　裕

肉用子牛生産安定等特別措置法施行令附則第四項の農林水産大臣が定める地域は、次の表の地域の欄に掲げる地域とし、当該地域に係る同項の農林水産大臣が定める月齢は、それぞれ同表の月齢の欄に掲げるとおりとする。

地域	月齢
熊本県	満五月